

半田市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄の防止及び不法投棄物の撤去指導をすることを目的に、不法投棄が多発する場所における監視カメラの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 不法投棄の防止及び不法投棄物の撤去指導を目的として、市長が設置する画像撮影装置をいう。
- (2) 画像 監視カメラによって記録されたものをいう。
- (3) 記録媒体 電磁的方法により画像を記録することができるメモリーカード等の媒体をいう。
- (4) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為並びにごみステーションへの不適正排出をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 監視カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、環境課長とする。
- 3 管理責任者は、監視カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(設置場所)

第4条 監視カメラを設置できる場所は次のとおりとする。また、設置に当たっては設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するように努めるものとする。

- (1) 不法投棄がされ、又は不法投棄をされるおそれがあるごみステーション
- (2) その他市長が特に必要と認める場所

(設置期間)

第5条 監視カメラの設置期間は、一月以内とする。ただし、市長が継続して監視が必要と認める場合は、期間を一月に限り延長することができる。

(設置料)

第6条 監視カメラの設置は、無料とする。

(設置及び撤去)

第7条 監視カメラの設置及び撤去は、市長が行うものとする。

(申請対象者)

第8条 監視カメラの設置を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内のごみステーションを管理する団体の代表者
- (2) その他市長が特に必要と認める活動を行う者

(申請方法)

第9条 監視カメラの設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、半田市不法投棄監視カメラ設置申請書（様式第1号）に設置を希望する場所の位置図（住宅地図等）を添えて、市長に

申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、監視カメラの設置の諾否を決定し、不法投棄監視カメラ設置通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（画像の閲覧）

第10条 画像は、不法投棄の状況確認及び原因の究明に使用する場合に限り、管理責任者が閲覧又は分析を行うことができる。

（画像の管理）

第11条 画像の保管期間は、撮影時から原則14日以内とする。ただし、次条の規定に基づき画像及び記録媒体を提供するときは、この限りではない。

2 画像の不必要な複製及び加工は、行わないこととする。

（画像の外部への提供）

第12条 管理責任者は、記録された画像及び記録媒体を第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

（1）法令に基づく場合

（2）個人の生命、身体又は財産の安全の確保その他公共の利益のため緊急の必要性がある場合

（3）法律に基づき、国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪・事故の捜査のため提供を求められたことに対して協力する必要がある場合

2 管理責任者は、記録された画像又は記録媒体を提供したときは、次に掲げる事項を記録及び保存しておかなければならない。

（1）提供年月日及び時間

（2）提供先の名称、所在地、代表者及び責任者

（3）提供した画像又は記録媒体の内容

（4）提供の目的及び理由

（5）提供した画像又は記録媒体の返却年月日及び時間

（秘密の保持）

第13条 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」）は、画像から知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。管理責任者等でなくなった後も同様とする。

（苦情等の処理）

第14条 管理責任者は、監視カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に対応するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

半田市長 様

団体名

代表者

住 所

電話番号

半田市不法投棄監視カメラ設置申請書

半田市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

設置期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
設置場所等	(住所) 半田市
	(設置場所の所有者又は、占有者記入欄) 上記場所を不法投棄監視カメラの設置場所として承諾します。 住所 氏名 ※所有者が半田市の場合は記入不要
	(設置を希望する工作物、樹木等の所有者記入欄) 別紙位置図のとおり不法投棄監視カメラを設置することを承諾します。 住所 氏名 ※所有者が半田市の場合は記入不要

添付書類 設置場所等の位置図

年 月 日

様

半田市長

半田市不法投棄監視カメラ設置通知書

半田市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

監視カメラを設置します

設置期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
設置場所	半田市
備 考	

監視カメラを設置できません

理 由	
-----	--